

福岡市事業用生ごみ処理機導入支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市事業用生ごみ処理機導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人ふくおか環境財団（以下「財団」という。）が事業用生ごみ処理機の購入・設置について経費の一部を補助し、事業所における生ごみの資源化を推進することを目的とする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は、事業所から排出される生ごみを処理機内において微生物の働きによって分解し、堆肥化するための機器（肥料として活用可能な固形の堆肥ができる機器に限る。乾燥式生ごみ処理機、消滅型生ごみ処理機及びディスポーザーを除く。）であって、新品かつ、補助金の交付に係る年度において、第9条第2項に規定する通知を受領した後に購入したものとする。ただし、令和6年度にあつては、令和6年4月1日から令和6年6月2日までに設置したものも対象とする。補助は、1事業所あたり1台限り、かつ1回までとする。

(補助の対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は前条に規定する機器の購入又は借上げに必要な費用（消費税及び地方消費税を含む）とし、別表のとおり補助の額を定める。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表

補助対象経費		経費支出基準	限度額
購入費等	購入費	事業用生ごみ処理機（堆肥化）の新規購入に要する経費（設置費、送料含む）	対象経費の2分の1以下とし、生ごみ処理機の使用によってできた堆肥を自家消費する量によって以下のとおり上限を定める。 ①全量を自家消費する者：50万円 ②50%以上を自家消費する者：25万円
	リース料	事業用生ごみ処理機（堆肥化）の借上げに要する経費（設置費、送料含む） ※補助対象は当該年度の4月～1月までのリース料	

(補助対象者)

第5条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
なお、補助金の交付の対象者は公募により募集する。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者。
- (2) 福岡市内に事業所等を所有し、事業系一般廃棄物にあたる食品廃棄物を排出している、又は新たに

排出する見込みであること。

- (3) 生ごみ処理機を福岡市内の事業所において自ら使用するもの。
- (4) 生ごみ処理機を近隣に迷惑をかけないように適切に維持管理できること。
- (5) できる生ごみ堆肥のうち半量以上を自家消費（肥料として活用）できること
- (6) 申請する補助対象機器等に関して、国等の他機関から本補助と併用する形で補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。

（暴力団の排除）

第6条 財団は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 財団は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 財団は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 財団は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、事業用生ごみ処理機導入支援補助金交付申請書（様式第1-1号）に次の各号に掲げる書類を添付して財団に提出するものとする

- (1) 補助の対象経費が確認できる書類
- (2) 購入する製品の名称、型番及びメーカー名が分かる書類
- (3) 生ごみ処理機を設置する施設の所在地を示す地図
- (4) 生ごみ処理機の設置予定場所の現況写真
- (5) 生ごみ堆肥の活用に関する計画書（様式第1-2）
- (6) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）ただし、財団による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要とする。
- (7) 個人においては、本人確認ができる公的な証明書の写し。ただし、財団による住民基本台帳の福岡市への照会に同意する場合は不要とする。
- (8) 法人においては、履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し
- (9) 役員名簿（様式第1-3）
- (10) その他財団が必要と認める書類。

（申請受付期間等）

第8条 前条の規定による交付申請の受付期間（以下「交付申請受付期間」という。）は、当該年度の12月28日（その日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までとする。なお、郵送による申請の場合は当日消印有効とする

- 2 交付申請受付期間であっても、前条の規定による交付申請が予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付の決定)

第9条 財団は、第8条の規定に基づく交付申請があったときは速やかに審査を行い、補助金の交付の決定又は不交付の決定を行う。

- 2 財団は、前項による交付の決定をしたときは、事業用生ごみ処理機導入支援補助金交付決定通知書(様式第2-1号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 財団は、第1項による不交付の決定をしたときは、事業用生ごみ処理機導入支援補助金不交付決定通知書(様式第2-2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第10条 財団は、前条第2項の補助金の交付決定をする場合においては、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 生ごみ処理機の使用に関すること。
- (2) 生ごみ処理量等の実績の報告に関すること。
- (3) その他理事長が必要と認める事項

2 前項に掲げる条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前項第1号の使用に関する条件は、補助金を受けた年度を含め5年間は他の事業所等へ貸与し、譲渡し、又は売却することを禁止するものとする。ただし、事業所の廃業・統廃合・移転等に伴うものについてはこの限りではない。
- (2) 前項第2号の報告は、補助金の交付を受けた日が属する年の次の年度以降、毎年4月末までに前年度の月ごとの生ごみの処理量(生ごみを処理機へ投入した量、及び処理機から取り出した堆肥の量)等の実績を、財団に書面で報告するものとする。なお、報告は補助金を受けた年度を含め3年間行うものとする。

(変更又は中止の承認申請)

第11条 第9条第2項の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第7条の申請内容を変更又は中止するときは、事業用生ごみ処理機導入支援補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)及び、変更する場合にあっては第7条各号に定める書類のうち申請時から変更となるものを財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 財団は、前項の申請を承認したときは、事業用生ごみ処理機導入支援補助金変更・中止承認通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、生ごみ処理機を購入するとともに、当該年度の2月28日までに、福岡市事業用生ごみ処理機導入支援補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に定める書類を添えて財団に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支出の確認ができる領収書等の写し(宛名〔交付決定者名〕、購入金額、購入

品名、領収日、領収書の発行者名が正しく記載されているもの)

- (2) 設置を行った後の現況写真
- (3) 製造番号が確認できる写真
- (4) その他財団が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 財団は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、予算の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、福岡市事業用生ごみ処理機導入支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 財団は、交付決定者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 生ごみ処理機の購入を中止したとき。
- (2) 生ごみ処理機の購入後、正当な理由なく、第12条に規定する報告を行わないとき。
- (3) 第7条、第11条第1項及び第12条に規定する申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の行為を行ったとき。
- (4) 補助金の交付の対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (5) 補助金の交付を受けた生ごみ処理機を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (6) この要綱の規定に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取消しについて、相当の理由があると財団が認めたとき。

2 財団は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨を事業用生ごみ処理機導入支援補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、当該交付決定者に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 財団は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 交付決定者が補助金の交付を受けた後に、補助対象経費に係る消費税について還付を受けた場合は、財団は、還付を受けた消費税に対する補助金について、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(申請の方法)

第16条 第7条、第11条第1項、第12条の規定による申請は電子メール、郵送、補助金担当課の窓口への提出のいずれかの方法によることとする。

(個人情報の取扱)

第17条 財団は、福岡市事業用生ごみ処理機導入支援補助金において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 61条第 1 項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。

2 収集した個人情報は、財団のほか、財団と個人情報に関する機密保持契約等を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。

3 個人情報の取扱いに当たっては、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年福岡市条例第 8 号）その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

3 この要綱の終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする